

特地勤務手当等に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和七年十一月二十五日

徳島県人事委員会委員長 坂 田 千代子

特地勤務手当等に関する規則の一部を改正する規則

特地勤務手当等に関する規則（規則六 ハハ）の一部を次のように改正する。

第四条を次のように改める。

第四条 削除

第五条第一項中「又は公署の移転」を「、公署の移転又は新たに給料表の適用を受ける職員となつたこと」に改める。

第六条第一項及び第二項を削り、同条第二項中「当該異動」を「又は新たに給料表の適用を受ける職員となつて当該公署に在勤することとなり、当該異動又は在勤することとなつたこと」に改め、同項を同条第一項とし、同条第四項第二号を削り、同項第三号中「國家公務員、地方公務員若しくは第一項各号に掲げる者から人事交流等により引き続き給料表の適用を受ける職員となり、」及び「、又は法第二十二条の四第一項の規定による採用をされ」を削り、同号を同項第一号とし、同項第四号中「採用を」を「採用（法の規定により退職した日の翌日におけるものに限る。以下この条において同じ。）を」に、「のうち前項に規定する職員に該当する」を「で、指定日前三年以内に当該公署に異動し、当該異動に伴つて住居を移転したものとなる」に改め、同号を同項第三号とし、同項中第五号を第四号とし、第六号を第五号とし、同項を同条第一項とし、同条第五項第一号を削り、同項第一号中「第三項」を「第一項」に、「の日」を「の日又は同項に規定する在勤することとなつた日」に改め、同号を同項第一号とし、同号の次に次の一号を加える。

二 前項第一号に規定する職員 当該職員が職務に復帰した日に特地公署又は準特地公署に異動したものとした場合に前条の規定により支給されることとなる期間及び額第六条第五項第三号中「前項第三号」を「前項第一号」に、「、当該職員の給料表の適用を受けることとなつた日、」を「当該職員の」に改め、「又は法第二十二条の四第一項の規定による採用をされた日」を削り、同項第四号中「前項第四号」を「前項第三号」に改め、同項第五号中「前項第五号」を「前項第四号」に改め、同項第六号中「前項第六号」を「前項第五号」に改め、同項を同条第二項とする。

附 則

（施行期日等）

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 この規則（第四条の改正規定に限る。）による改正後の特地勤務手当等に関する規則の規定は、令和七年四月一日から適用する。
(特地勤務手当等に関する規則の一部を改正する規則の一部改正)
- 3 特地勤務手当等に関する規則の一部を改正する規則（令和七年三月二十一日公布）の一部を次のように改正する。
附則第二条第一項を次のように改める。
暫定再任用職員（地方公務員法の一部を改正する法律（令和三年法律第六十三号。以下「令和三年改正法」という。）附則第四条第一項若しくは第二項又は第六条第一項若しくは第二項（これらの規定を令和三年改正法附則第九条第二項の規定により読

み替えて適用する場合を含む。以下同じ。）の規定により採用された職員をいう。以下同じ。）は、定年前再任用短時間勤務職員（法第二十一一条の四第一項の規定により採用された職員をいう。以下同じ。）とみなして、特地勤務手当等に関する規則の一部を改正する規則（令和七年十一月二十五日公布）による改正後の特地勤務手当等に関する規則（以下「改正後の規則六 ハハ」という。）第三条の規定を適用する。

附則第二条第二項中「第六条第四項及び第五項」を「第六条第二項及び第三項」に、「同条第四項第二号」を「同条第一項第三号」に、「一〇〇。」を「一〇〇。」に、「第五条第一項から第四項まで、第六条第一項若しくは第一項又は第七条第一項から第四項まで」を「又は第六条第一項若しくは第二項（これらの規定を令和三年改正法附則第九条第一項の規定により読み替えて適用する場合を含む。以下同じ。）」に、「第五条第一項から第四項まで、第六条第一項若しくは第一項又は第七条第一項から第四項までの」を「若しくは第六条第一項若しくは第二項の」に、「同項第二号から第五号まで並びに同条第五項第一号及び第三号」を「同項第四号」に、「同項第四号」を「同条第三項第四号」に、「附則第九条第一項に規定する暫定再任用職員」を「附則第四条第一項若しくは第一項又は第六条第一項若しくは第一項の規定により採用された職員」に改める。

附則第三条第一項中「第六条第四項第一号及び第三号」を「第六条第一項」に、「第五条第一項から第四項まで」を「若しくは」に改め、「又は第七条第一項から第四項まで」を削り、同条第一項中「第六条第四項第四号」を「第六条第一項第三号」に、「同号の」を「同号に」に改め、同条第二項中「第六条第四項第五号」を「第六条第二項第四号」に、「又は」を「若しくは」に、「並びに」を「又は」に改める。